

自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定

第1条(自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下、「この預金」という）は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条(利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3. (1) および(2)において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」という）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記第1条(2)の利率。以下、これらを「約定利率」という）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」、「自由金利型4年定期預金」、「自由金利型5年定期預金」という）の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」という）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 前記①以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ

入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下、同じ）から解約日の前日までの日数および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません

ん。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。

第4条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定および自由金利型定期預金（大口定期）規定によるものとします。

以 上